

大和市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 監査事務局
- 2 監査対象期間 平成31年3月～令和2年2月
- 3 監査年月日 令和2年3月27日
- 4 監査の方法 この監査は、監査事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、木原英和監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 契約に関する事務
 - (3) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (4) 交際費の経理に関する事務
 - (5) 備品管理に関する事務
- 5 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。